

広島県教育委員会規則第七号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年八月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表(第二条関係)					別表(第一条関係)					別表(第二条関係)					別表(第一条関係)						
校名	本校	分校	種別	部科名	修業年限	位置	校名	本校	分校	種別	部科名	修業年限	位置	校名	本校	分校	種別	部科名	修業年限	位置	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立 廿日市特 別支援学 校	阿品台 分校	知的 障害	知的 障害	高等部 普通科	三年	廿日市市 阿品台西	広島県 立廿日 市特別 支援学 校	阿品台 分校	知的 障害	知的 障害	高等部 普通科	三年	廿日市市 阿品台西	広島県 立廿日 市特別 支援学 校	阿品台 分校	知的 障害	知的 障害	高等部 普通科	三年	廿日市市 阿品台西	

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表(第二条関係)					別表(第一条関係)						
校名	分校名	障害種別	区域	校名	分校名	障害種別	区域	校名	分校名	障害種別	区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立 廿日市特 別支援学 校	阿品台 分校	知的障害 (高等部に いては、学 校教育法施 行令第二十 号)	広島市(佐 伯区に限る。 )、大竹市 及び廿日市	広島県立 廿日市特 別支援学 校	阿品台 分校	知的障害	広島市(佐 伯区に限る。 )、大竹市 及び廿日市				

(略)		
(略)	阿品台分校	
(略)	知的障害（学校教育法施行令第二十一条の三に規定する障害を二以上併せ有する場合に限る。）	二条の三に規定する障害を二以上併せ有する場合に限る。
(略)		

附 則

この教育委員会規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。